

公布された条例のあらまし

佐賀県議会議員の議員報酬等の支給に関する条例の一部を改正する条例（条例第 49 号）

- 1 佐賀県議会議員の受ける期末手当に係る期末手当基礎額を改定することとした。（第 3 条関係）
- 2 この条例は、平成 28 年 4 月 1 日から施行することとした。